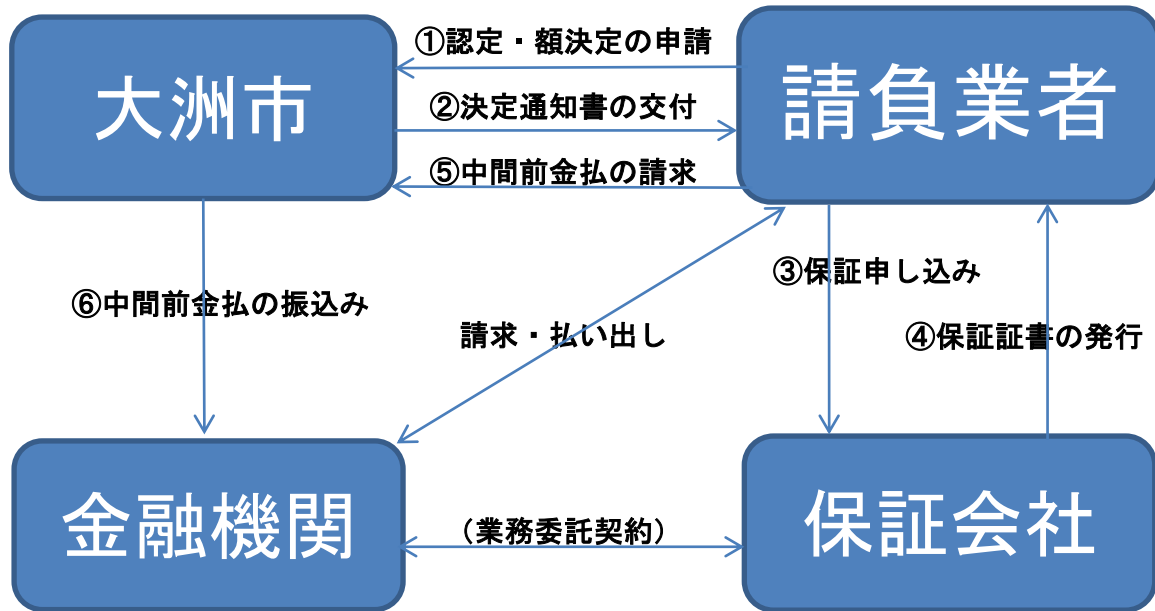


中間前金払に係る手続きの流れ

平成27年4月から、契約時の「選択届」提出は不要です。ただし、前金等の支払については工事担当課と早めに協議を行ってください。



①認定・額決定の申請

工事担当課へ、「工事請負代金中間前金払額決定申請書」（様式第18号）と「工事履行報告書」（様式第19号）を提出する。

（認定調査）

工事担当課は認定請求に基づき、下記条件に合致しているかどうかの調査を行う。工事の進捗を認定する場合、工事進捗率等を記した簡易な「工事履行報告書」により行う。

（要件）

- ア 前払金の請求をし、支払いを受けていること
- イ 工期の2分の1を経過していること
- ウ 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること
- エ 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が、請負代金の額の2分の1以上の額に相当するものであること
- オ 公共工事の前払金保証事業に関する法律の規定に基づく保証事業会社の保証（中間前払金保証）を受けられることができること

（対象工事）

請負金額が500万円以上の建設工事

②決定通知書の交付

調査の結果、上記の全ての要件を満たしている場合、工事担当課は「工事請負代金中間前金払額決定通知書」（様式第20号）を作成し、請負業者に交付する。（請求後7日以内）

③保証申し込み

保証申し込みに必要な書類は次のとおり

- ア 「前払金保証・契約保証申込書」（通常の前払金申し込みの書類と同じ）
- イ 工事請負代金中間前金払額決定通知書（大洲市から交付される）等

④保証証書の発行

保証会社は、請負業者に中間前払金保証証書を発行する。

⑤中間前金払の請求

請負業者は、「工事請負代金中間前金払支払請求書」（様式第21号）に決定通知書の写しと保証証書（原本）を添えて、工事担当課へ提出する。

⑥中間前金払の振込み

工事担当課は請負業者から請求を受けた後、請求を受けた日から起算して14日以内に、請負業者の指定する金融機関に振り込む。